

第8回 松田町自治基本条例（仮称）審議会 議事録

1. 日 時 平成29年1月19日（木）10:00～12:00
2. 場 所 役場 1階 1AB会議室
3. 出席者 委 員：別紙「委員等名簿」のとおり
事務局：政策推進課（吉田課長、重野主査、出口主任主事）
4. 配付資料
 - ・ 次第
 - ・ 出席者名簿 (資料1)
 - ・ 第7回審議会議事録 (資料2)
 - ・ 第7回審議会レビュー (資料3)
 - ・ 松田町自治基本条例(仮称)前文 第7回審議会(H28.12.21)を踏まえて (資料4)
 - ・ 松田町自治基本条例(仮称)条項検討イメージ (資料5)
 - ・ 松田町自治基本条例(仮称)の条文に盛り込むべき必要事項（項目）について (資料6)
 - ・ 条例の名称について (資料7)

【概要】 司会進行（吉田課長）

1. 開 会

2. 議 事

1 第7回審議会レビュー

【事務局】

資料3をご覧ください。前回（第7回審議会）のレビューとなっております。

1番目として、前回、条例前文に関して、かなり熱い議論を頂戴したところですが、その議論の中心は、第1・3段落にある「協働」の文言についてでした。本件に対応する表現は、「資料4」に記載した内容で決定しました。第2段落は「共に取り組み」、第3段落は「力を合わせて」という文言を採用し、その議論の過程で幾つか頂戴した意見を、備考欄に記載しております。その内容及び表現は、出来る限り「逐条解説」の中で触れて頂きたいという意見があったことが前文に係る箇所のレビューとなります。

2番目は「パブリックコメント」制度です。本件は第6回審議会にご説明し、又、前回(第7回)でも制度概要の追加説明を行いました。本審議会では、本制度を条項に盛り込むこととさせて頂いたところですが、しかし実際に、その制度を担保方法について、他の規則に委任や別条例を策定すること等は、今後の検討課題とされました。

3番目の「住民投票制度」も、第6回に続き、前回（第7回）審議会でも触れ、制度の概要として「個別型」と「常設型」の具体例を提示して説明を行いました。審議会として、本制度を1つの情報として盛り込むことを基本としたいという意見がございました。但し、今後、「個別型」及び「常設型」の何れを選択するかは、今後の議論の余地があるということになりました。

4番目の「その他」事項として、第8回審議会では、第7回の資料で、時間の制約上、説明出来なかった部分、具体には「条項の検討イメージ」から順次説明の上、議論を始めるとのことが合意されたところです。以上です。

【会 長】

ありがとうございました。それでは、次第 2-2 の「松田町自治基本条例(仮称)の前文について」に移ります。これは、前回議論した内容の追加部分であります。事務局より精査した内容が備考欄に記載されております。具体には、第 3 段落に「力」という言葉が重複しており、この部分をもう少しすっきり出来ないかというご提案も頂いておりますが、その辺りを含めてどうでしょうか。

【事務局】

先程のレビューにもあるとおり、第 2 段落は、下線及び実線の箇所は、「共に取り組み」という文言を採用。続く、第 3 段落は、「力を合わせて」という文言採用が本会議で決まったわけでございます。

改めて、決定事項を文章に起こしますと、第 3 段落の途中に「知恵と力を出し合いみんなで力を合わせる」という文章となり、ここで「力」という言葉の重複が見受けられました。備考欄の 3 番目に記載しましたが、他の文言で置換が必要ではないかと事務局で感じているところです。

本件では、追加資料(資料 4-1)を配布させて頂き、この様な形で整理してはどうかとの追加事務局提案をさせて頂きます。これは先日、頂戴した意見で力を合わせてということになって、改めて前文を打ち出したところ、「知恵と力を出し合い」「みんなで力を合わせて」と「力」が重複することから、事務局で修正したものをお配りしました。事務局より、「知恵を出し、語り合いみんなで力を合わせて」という形に整理をしたらどうかとの提案を致します。

【会 長】

ありがとうございました。本部分のみを今日追加でご議論頂きたいと思います。最初からでは時間も掛かることから、事務局の原案が出ております。例えば、考え方としては、前回まで我々で検討したこのままでいくというのが 1 つの考え方で、2 つ目がこの事務局提出の修正案。そして 3 つ目が、皆様から新案を出して頂くものということになります。その辺りで、ご議論頂けないかと思うのですけれども、如何でしょうか。

【委 員】

非常に考えて頂いた文案で、良い言葉だと思う。知恵を出して、その後に、優しい言葉で、知恵を出したら後それぞれで話し合っ、議論をしていくことで非常に集約した言葉である。

【委 員】

異議ございません。

【会 長】

ありがとうございます。宜しいでしょうか。それでは、事務局よりご提案いただいた修正案を採用します。具体には、第 3 段落の 3 行目の箇所は「知恵を出し、語り合いみんなで力を合わせてまちづくりを進めていきます。」ということにしたいと思います。それでは、次第 2-3 の「松田町自治基本条例(仮称)条項検討イメージについて」に移ります。これ以降が前回、本来ならば皆様にお示ししてご議論頂けなければならなかった議題であります。時間の関係上できませんでしたので、本日、議論を始めさせて頂きたいと思います。それでは、事務局より説明頂きたいと思います。

【事務局】

資料 5 をご覧ください。第 6 回審議会以降、条例の具体的な条項を議論したらどうかの話があ

り、その後、意見照会を実施したところ、全委員からご意見を頂戴しました。本来であれば、条項検討の意見照会の際に、予め事務局よりイメージをお伝えの上で皆様に意見照会をすれば良かったのですが、その際、伝達しなかった事務局のイメージを纏めたものが、資料5であります。資料中の図をご覧ください。近隣の県西2市7町において、条文数が多い団体として南足柄市が挙げられます。条項検討にあっては、色々な整理手法があろうかと思いますが、南足柄市の条例は、条文数が多数に渡ることから、本条例を広範な考え方を含む条例とさせて頂きました。この部分を、図中の1番大きな円として示しております。その中から、コアな部分を抜き出し、それを②の基本部分として整理します。それに拡張部分として、松田町独自の部分を付け足し、条例全体を構成出来ないかというイメージを示したものです。繰り返しの説明となりますが、大きな箇所からまずコア部分を抜き出し小さな部分を作成。その後、松田町独自部分をプラスするという手法で、最終的には図中の③として示した、中程度の円(条例)が出来ないかという意図をもって事務局より各委員に意見照会をさせて頂いたところでございます。なお、集計結果の詳細は、後程、資料6にてご説明申し上げます。以上です。

【会 長】

ありがとうございました。集計結果は資料6にて説明があるようですが、その意見を出して頂く前提について、事務局よりご説明がありました。このイメージの部分に関して、皆様からご質問やご意見を頂戴したいと思います。要約すると、近隣では、南足柄市の条項数が多いことから、それを一つの参考となる素材として、そこから必要なものをピックアップしていくというようなイメージなのですけれども、こういう形で皆様方に照会したとのことでもあります。

【事務局】

本日、委員より本件(イメージ)に関し、ご意見を頂戴しております。については、事務局より意見に関する書類を配布後、委員様よりご発言を頂ければと思います。

【委 員】

整理の仕方かと思うのですが、お配り頂いた「南足柄市の条例＝広範な考え方を含む条例」というのはここでないと。配付物の(4)でも言っているのですが、資料5の一番下の箇所で円を飛び越える場合も考えられますというのは、南足柄市は近隣の市町村では非常に広い考え方、情報を持っているのですが、それが町の独自部分に入り込む場合もあるということなので、最大の①ではないということも置いておく必要があるのではないのか。ですから、資料5もこれが全部ではないということを示しておいた方が良いかと思われる。基本部分は、事務的に整理する部分がかかなり有るのではないかと思われま。これが基本部分であるという所は色々あって、例えば②の基本部分では、「目的」「条例の位置づけ」「定義」「責務と役割」「条例の見直し」「委任」等は条例の基本的なもので、自治基本条例の基本的なパターンとして、基本のコアのコアとして整理する部分があるのではないか。これは事務的に整理して頂き、それ以外のコアのコアを最後には入るのだろうと思う。それと(3)については、③の拡張部分は、基本の部分を除いた、それ以外に町独自のものを追加した方がよい。(4)は先程話したように、例えば、「町長の任期」「議会の権限の範囲拡大」「子どもの権利」「児童へのまちづくり教育機会の提供」等、南足柄市の条例の中に入っていない部分というのが、イメージ図の広範な考え方、南足柄市の範囲内で考える部分もかなりあるのですが、そ

ありがとうございました。先程、委員のご意見にもあった②のコアに当たる部分は何なのかという議論となります。事務局として、この部分はコアだから絶対に残したい箇所はありますか。

【事務局】

ご指摘の部分の選択は行ってございません。先程、説明した全 32 条から 4 条を除く 28 条は、松田町の自治基本条例の中に内包すべき部分ではないかと考えております。

【会 長】

わかりました。②に相当するコアの部分の整理というのは、事務局の方で行ってもらうことにして、南足柄市に拘るわけではないですが、南足柄市では大事というものの条文でも、松田町では必要ないものは何なのかと、それについて、皆様から何かご意見ありますか。一応、皆様から半分以上の賛成を得たものは、取り敢えず残しておこうということなのですけども。

【委 員】

条文は少なければ少ない程良い。半数以上が不必要というのであれば取ってしまってもいいと思います。例えば、南足柄市条例の、第 23 条「情報公開」と第 24 条「個人情報」については、町でも単独条例を持っているはずで、個別条例がある部分まで、自治基本条例で踏み込まなければならぬのか、この辺りも十分確認する必要があると考えます。条例間で互いに食い違いが生じる条文にはしない方が良いでしょう。11 条「議会の責務」と 12 条「議員の責務」についても議会側で「議会基本条例」の検討をするはずで、ここの兼ね合いがあります。こちら、あまり食い違ったことをやってもしょうがないので確認しておく必要があります。また、第 5 条「情報の共有の原則」というのは、情報公開の中に含めて良いのかなと思っています。

【会 長】

ありがとうございました。意見数 6 未満は取り敢えず、今回の検討から抜いていくという考え方はどうでしょうか、宜しいでしょうか。第 18 条「監査」や第 20 条「行政手続」、また、第 25 条「学習環境の整備」などは、恐らく南足柄市が独自に出している部分でないかと思われます。そういうものは除外しても良いのではないかという考え方なのですけども、それで宜しいでしょうか。

【委 員】

具体的な問題ではありませんが、「自治基本条例」を作る意味をもう一度、皆で確認する必要があると思います。私も見た事は有りませんが、皆様も同じく、日常的に条例って見たことはなく、ごく必要な時に、こんな厚い中から 1 つ調べるだけではないでしょうか。今後、私達で作るこの条例を町民の方が読まれるかどうか。やっぱり読まないのではないかと。ただ、読む読まない以前に、本条例は、これまでの条例を全く性質が違うものだと思っています。これまでの条例というのは、町職員や町、或いは町議会が住民を保護・拘束するとかいう性質を有しておりました。具体の規範として、税金を納付義務や、施策の展開方法など色々、明記されております。昔で言う、御上が住民に対して色々な指示をするため条例を作ったのです。

ところが、この条例はそういう性格ではなく、町の最高法規である点がとても重要です。前文で謳われたように、憲法と同じく、主権者である住民が住民に与えるものではなく、職員や町の理事者或いは議会等の各所に、こうした意味で政治を行って頂けないと困りますよというものを作るといふ点がとても重要である。つまり、最高法規で憲法と同じなのです。私は、そうした理解でおり

ます。勿論、その中に我々自身の、町民の自覚を促す文章があってもいいし、町民が啓発する文章があってもいいわけで、だからこそ、我々がこの条例を作っているのです。

だから、例えば個別に「情報公開条例」や「議会基本条例」があるから、この部分は必要ないとかという議論であれば、これは全く意味が違ってくると思います。そうではなく、あくまでもこの条例の性格というものが何なのか、誰を対象としたものなのか、何の為に我々が作っているのか、その辺をもう一回、確認して欲しいと思います。

分かり易い言葉でという事はそうだと思いますけれど、それは誰にとって分かり易いのか、やっぱり格調高いものでなくてはいけないと思うのです。少なくとも、町の政治を行う人達が主権者である住民の意見を取り入れて、こういう風にやって下さいと試みるのであれば。それなら松田で税金を支払うことも納得できます。

卑近の例では、東京都の豊洲市場問題を見て分かるように、結局、都庁の職員は、おそらく知事にも知らせなくていいだろうと、彼らは、専門家ではないとのことで。議会も専門家ではないから良いとのことで、勝手にああいうことやってしまったと。換言すれば、そういうことを纏めるために条例を作っているのだということを確認して頂きたい。

【会 長】

ありがとうございました。日本における基本的な自治基本条例の作られ方、考え方は委員の発言の通りだと思います。主権者である町民が、基本的には自らの権限を町長或いは議会、議員の皆様委ねている。ついては、信託した方々の仕事の仕方、そのものをどうすれば良いのかをきちっと決めておくということだと思います。もし、これに違うことがあるとすれば条例に違反しているとの訴えができる。そういう性格を持った条例が、「自治基本条例」であるということは、正に北海道ニセコ町から培ってきた「自治基本条例」の1つの精神だと思います。

そういう観点で、何か皆様方でご理解をもう少し深めた方が良いということがあるとしたら、意見をお出し頂き、議論をしても構わないかと思えます。

【委 員】

私の意見が、資料6の右側の「その他欄」の中段より上の方に、文量の多い箇所に記載してありますので、該当部分をご覧ください。ここに、「第11章条例の実行性の担保及び見直し」に対し、欄中の4項目の内の4の(2)の箇所に意見を記載しました。

これはある意味で、議論の契機として出している部分ではありますが、まちづくりは主権者である町民が主体となるもので、自らができる範囲のところは自らが言い、地域でできることは地域で行い、それでもできないことは行政が行うことを明確にした上で、まちづくりに町民それぞれの状況に応じて行動するよう努めるという、住民自治の本旨の考え方についていうのは、確かに正直なのです。ところが、そこまで言われると筋違いというのが、大きなもう1つの意見になろうかと思えます。これは、色々と言われている言葉なのですが、敢えて取り上げさせて頂きました。

そこで、基本理念になりますが、確かに今迄、言うなれば権力を持っている人これは長であり、議会であり、町民の付託を受けているのだけれども、権力・権限を持っているということ。やりたいことに対し、町民・町の事をまず、第一に考え、主文を全うして下さいというのがあります。確かに、それを受け継ぐというのは、確かに出発点はそこにあったかもしれないです。

ただ、今は、力を合わせてそれぞれの立場でまちづくり、町民が幸せに暮らしていけるようなそういう町を作っていこうというための条例を今我々は作っているのだという認識を持っている。それで確かに、その時には従来皆さまでやろうと言っても、いま出してはいけない情報あるいは、これを出す皆さまに知らしめると色々な混乱が逆に出てきてしまうだろうというのは混乱というのは第一基準と言うには、権力者にとって都合が悪いというのも第一にある。

その次に、町民も混乱するっていうのがあってというようなことがされてきたというのは過去の歴史で言っているわけで。そういう中ではやはり同じような情報、その情報共有化というのはそういうことであって、権力者が持っている情報が一番多いわけです。権力者の持っている情報と、それと町民である我々が持っている情報が同じものならば同じ知識の情報のもとにそれぞれの立場で考えて、それが一番いいねっていう選択をそれぞれしてそれぞれさっきの話し合いをしていくっていうのはこれがいまこの基本条例だろうと。それで確かに両方を細かくしてもこれ読む人っていうのは委員が言ったように読むっていうのは非常に難しい。ただ、その為に分かり易い前文を出して、これは出来るだけ理解が出来るということなので権力者に誠意というのは必要だし、ただそれだけではまちがこれから良くしようという基本の仕組みを作ろうという条例づくりのなかで戦う相手になってしまいますと、その行政の新しいものがかなり縛られるようなことになってプラス部分が出て来ない。

ですから確かに権力者の条例に対して都合の悪いことは、隠すようなことはしないような形の制限をしていく部分と、町民は町民でそれぞれお任せにはならないのですというようなものも、やってみようかなということなので、そのバランスを取りながら、出来るだけ町民の皆さまに読み易い内容にして、必要なものだけにした方が良くと思う。でどちらも大事なのだけれども、その中で、どれだけ自治というか、住民自治の成熟度合によって変えていいわけです。今、策定している時に、こんなことを言うてはいけないですけども、今のを100%で100年ずっとそのままは思っていないわけで、その部分で改正しても、この条例は確かに宣言的な規定には違いないが。

【会 長】

おそらく、両委員が仰っている部分に、大きく違いは無いと思います。要するに、主権者である町民の皆様が、権力者である町長や議会の議員の皆様、つまり、我々が付託している方々のやっていることに対し、ある程度チェック出来る仕組みになっているという事だと思います。そこで、お二人から意見を頂きましたが、何か皆様方からご質問ご意見が有りましたらお願いします。

自治基本条例の性格は、2人の発言にあるものだと、私も認識しております。皆様も、その辺りは、大体ご理解頂いた上で、ご参加頂いているかと思えます。敢えて、もう一度議論する必要もないような気がします。

【委 員】

今後の内容を考えるにあたり、今の件をやっぱり確認しておきたい。

【会 長】

例えば具体的に、資料6右側の真ん中より上側に「①町民の参加」、「②子ども、高齢者のまちづくりへの参加」という記載箇所の下にある部分について、その4の(1)(2)というのは、私がこれまで自治基本条例制定のお手伝いをしていた中では、おそらく自治の基本理念とか、自治の基本

原則に相当する部分なのかなと受け止めています。

要は、皆様の大事だって仰っている部分だと思うのですが、この条例というのは、権力者の方々を縛るということだけではなくて、住民の皆様は、どんな役割や責任を持っているのかということも、やっぱり入れないといけません。そうなったときに、委員が仰っている4の(1)(2)というのが大切になってきて(2)の所は、やはり他の所では少し難しい言葉を使いますが、補完性の原理、或いは補完性の原則」と言うように呼んだりしています。

これは、要するに個人ができないところは地域社会で助けて行きましょう。地域社会で出来ないところは行政に助けて貰いましょうというような、そういう形でひとつの課題を解決していくという課題の取り組みだと思うのです。ですので、ここに言っている自らができる範囲のことは自らが行う、これは地域社会で助け合うということで、それでもできないときには行政が行う、こういうことも、やっぱり入れとくということで、やはり行政と地域社会或いは、住んでいる町民の皆様の助け合いっていうのがある程度明確にされるのかなと思うのです。おそらく、この辺りは一番根幹になる部分だろうと思うので当然、その首長あるいは議会や議員の皆様の役割とか責務といったところの並んで大事な事かなとは思っています。議論としては、意見を頂戴した委員に、ご自身の提案趣旨を説明して頂ければと思います。

【委員】

先程、別委員よりご発言がありましたが、やはり松田町に沿ったものが必要である。膨大な条数があっても、町民の皆様が全部読み上げるかという、やはり疑問を感じています。町に沿った、本当に必要性があるものを盛り込んだ項目と章を入れた上で、尚且つ、「子ども」や「高齢者」の2点を盛り込んで頂きたいと考えております。具体には今後、委員の皆様と議論を重ね、本当に松田町に沿った項目を入れなければ思い、事務局側の方に提出させて頂きました。

【会長】

ありがとうございました。他に如何でしょうか。

【委員】

子どもに関し、①②と書いたのは私であります。今のご意見と一緒に、子どもに関する事項はどこかに入れて欲しい。南足柄市の条文を拝見し、これらを挿入する箇所として適当な場所は、第9条～第10条ではないかということをお願いしました。それとは別に、「地域コミュニティ」に関しては、南足柄市の条文で第28条にあります。これを読んだ際に、当町でこうした事項を記載するのであれば、「地域コミュニティ」より、もうちょっと泥臭い「自治会」とか「自治会等地域の自治活動」にすれば、町民の方がイメージし易いと思いました。これは、他市町の条文を拝見し、そういう項目で換言した方が松田町らしいかなと思ったということ位です。

【会長】

ご説明ありがとうございます。他に如何でしょうか。私がコメントした箇所として、要するに「自治の基本理念」というものと「まちづくりへの指針」という「自治」と「まちづくり」というものをどの様に関連付けて考えるか。やはり整理した方が良くと思います。この辺りは、おそらく定義の部分で、上手く対応出来るのではないかなと思ったわけです。

それから、課題解決をどういう枠組みで考えていくのかと言った時に、これまで「協働」という

言葉を使っていたのですが、「協働」という言葉を出す時には、おそらく主体っていうのは「組織と組織の関係性」を表す場合が多いです。「個人と町」という時は、「協働」という言葉を使わないケースが多いです。むしろ、その場合には「参加」という話の方がすっきりするのかなという感じがします。

ですから、松田町がその辺りをこれまでどういう風に考えて来ているかということが、一つ大事になってくるかと思えます。もし、町民の皆様も地域の課題解決に関わっていく時も「協働」だと考えるのであれば、「協働」の範囲が相当広がってしまうということになります。

それから最近では、企業の役割も結構、大事にされてきております。企業や個人事業主等の方々も町を良くしていくために、色々な役割を担うわけですが、そういった方々も一緒に、まちづくりをしていく時にその形を何と言うか。正にそれが「協働」だという場合もあれば、最近新しい言葉として「共造」という言葉を使い始めています。これは共に造る、創造するということなのですが、要するに「協働」といった時は、「NPO や市民活動団体」と「行政」との関係性を非常に強く意識したイメージになっているので、その行政の皆様、或いは NPO の皆様と企業が連携する時に、それを何と表現するか。「協働」の幅を広げる考え方もあれば、もうちょっと違うイメージで考えた方が良いのではないかということで、横浜市は「共創」って言葉を使っています。どのように言うのかは、これを皆様で考えていくしかないだろうと思うのですが、そういうようなことが、これから一つの議論ということになるかなとは思っています。

要は、町民の皆様が色々な審議に関わる関わり方をどのように表現するのかっていうことが、1つのポイントなのかと思っています。

それから、これはあまり無い言葉だとは思いますが、最近、「公益通報制度」というのがあり、要は町の職員の方が、例えば町のある幹部が、或いは、どこかで談合しているとか、入札金額を漏らしているとか。実は、昨日、静岡県裾野市というところで職員の方が工事の入札金額をどうも長いこと市内の建設会社と繋がっており、そこに漏らしていたということで判決が出ました。不正等を知っている人が、それを明らかにする際に、逆に言った人が処罰を受けてしまう。或いは、バッシングを受けてしまうことを防止することを「公益通報制度」と言いますが、そういうことを行政職員の皆様の仕事のし易さを確保していくため必要ではないかということで、例えば第6章で言う所の「行政運営」の中に入れ込むとする自治基本条例も実はないこともないということなのです。これは、あくまでも素材としてお考え頂き、これから、皆様のご意見を聞く中で、やはり町の未来の子供たちのことも条例の中に入れ込み、子どもたちの健全な育成、そして更には…。例えば、進学等の事情で離れることがあっても、また町に帰って来て頂き、更に町を担う大きな支え手になってもらうようなことを目指す事項を盛り込んでいくことではないか。

ですので、出来れば、未来志向みたいなものを入れるということで言えば、お子さん達のことについてあえて条項とするというのは非常に良いことです。更に住み易さということを考えてみれば、私は入れてありませんけども、今日ご意見の中にありましたが、ご年配の皆様に向けての対応というのものもあるのかなという感じがします。

他に、はみ出す部分の所で、敢えてこういう事項を盛り込んでもいいのではないかという様なご意見ある方はおられますか。要は、先程の委員のペーパーの中にもありましたが、はみ出しの部分

です。実は、そこに松田町の条例のオリジナリティがあるのではないかと思うのですけども。

【副会長】

兼ねてから、皆様のお話を聞いて当方の頭によぎった懸念は、完璧を目指し過ぎた「自治基本条例」が作られてしまった場合のことです。目標は必要ですが、出来ない部分を盛り込んでしまうことは宜しくないのではないかと。

私は、自治基本条例には出来ること、また出来る可能性がある部分を明記するだけで良いと考えます。後は、町その他条例で補完すれば良いとの気持ちがないとならないのではないのでしょうか。

そうでないと、あれもこれもという風に一体性が保てなくなってしまいます。もっと極端な事を言えば、もう情報公開だとかは、国の法律で決められています。なので、あまりにも完璧にやるということを考え過ぎず、いかに条例・条文を少なくしてやるか、これが知恵の出し処ではないかなと思って、私は皆様の話を聞いております。

しかしその中には、会長が言われた様にコア部分はしっかり掌握する必要があると考えます。少し話が飛びますが、今、一番困っているのが、子供が少ないこと、お年寄りの支え合いが出来ないことです。つまり、支え合いができない事態が起こっています。何かと言うと、お年寄りが、ここ25年で多くなって、その勢いはもの凄いものです。実際には、お年寄りの支える方が老人会にも自治会にしてもおらず、孤独死が懸念されます。極論言うと、条例・条文で謳ったって出来ない事項です。紙に書いたといっても、読まないでしょうから、実際には、どう対処すべきであるかと。とは言っても条例ですので、コアの所はきちんと抑えなければならない。

松田町には、以前町長が策定された5憲章がある。先人が憲章を作り、尚且つ、基本条例を策定する時に、会長のご指導で文章を作成するのは非常に楽です。しかし、そういったものが本当に機能するのは果たして疑問です。昭和40年代からの叩き上げの人間に言わせると、実際どうなのかという懸念が頭の片隅にあります。つまり「理解力」ではないのでしょうか。理解力とまで言うと言葉が行き過ぎますが、市民・住民のどちらも、つまりお住まいの方がどの程度興味を持つかではないかと思えます。

条例・条文については、省けるところは省き、後から臨機応変に自治基本条例に追加・見直しをすればいいですから。ですが、文書だけが出来ても、実際にどうなのかなっていう部分があります。話が進めば進む程、コアの事項が浮き上がって来れば来る程、頭の中で自問自答しているのが正直なところだと思います。

【会 長】

「自治基本条例」は、基本的には「理念条例」って言われている部分もあり、基本的には、細かい情報まで入れ込むわけではありませんが、「町政運営の基本的な方針とか考え方」というものを明確に規定するという考え方の根底に、それがどこの町でも作られているという話になる。

具体的にその内容について、どの程度のボリュームが必要かということの本審議会の中で委員の皆様と一緒に検討していかなければいけないとは思いますが、先程来、議論になっているように皆様が仰いましたけども、コアの部分は押さえなければならない。つまり、町政運営の基本的な方針とか在り方ってものを定める時にどうしても押さえなければならない部分は実はあるわけなんです。そういう部分は、どうしても入れ込まざるを得ないということだと思います。その部分については、先程、

委員のご意見でもありましたように、事務局の方で整理するという事かなと思うのです。

加えて、さらにプラスアルファの部分っていうのも必要になってくるわけで、その部分をどこまで入れ込むかということも審議会で皆様と考えていかなきゃいけない。

更に、町の独自性というものをどういう形で表すのかということで言うと、今、出ている様な「子どもの権利の保障」或いは「高齢者の皆様の役割」等、そういった事項も入れてみたらどうかと言うご意見がありますから、要するに3つの部分で考えてみるということでどうかというものが事務局の提案だと思うのです。

私はそれでいいのではないかと考えていますけれども。勿論大事なことは、町の自治基本条例なので、2委員が提唱している主権者である町民が理解しないとイケないわけで、これはやはり一番難しいところなのです。そういう意味で、仮に出来たと、或いは出来るプロセスの中で、今、自治基本条例というのはこういう性格を持っていて、こういう内容に検討しますということを情報発信していくということがとても不可欠であります。

私共の審議会の状況は、やはり報告して頂いたりしなくちゃいけないなと思いますし、ある程度中身が煮詰まってきた時には、それを町民の皆様にお伝えしたりとか、或いは意見を伺うというような、今回、議論している「パブコメ」にかけてみるとか。

それと実際に策定できた後に、町民の皆様これをお伝えするよう形を考えなければいけないということで、例えば小学生や中学生、いわゆる補助教材というのでしょうか、そうしたものを作って頂き、それを実際に市内の小学生とか中学生が集まり、学んで頂くということもやってみる必要があるのではないかと思います。子供達に存在を知らしめるということは、親に話すことに繋がります。これは、すごく効果的な部分があり、意外と両親がそれによって気付かされるっていうようなケースも実は出てくるのです。だから、そんなこともこれから考えていかなきゃいけないかなと思います。一応、メニュー的な形で事務局から資料で出して頂き、それに対し、何人かの委員の皆様よりご意見頂いておりますが、その他で何か感じている所は、本日、意見として出して頂き、それを事務局で整理していただいた上で、松田町の自治基本条例っていうのはこんな形になるのではないかなというイメージを、次回に出して頂けたらと思います。

少しでも議論を前に進めたいというふうに思いますので、この手法で如何でしょうか。自分としては、こうしたイメージを持っているとの思いの丈を語って頂ければと思います。

【委員】

委員として出席している中で、本来ならば、このような条例が無くても、住民の皆様が住民であるが故に、何をすべきか、協働で何をしたらいいのかとか、こういうことが良いのではないか、という精神が自然に身についているようなものがあれば、本当に良い町になると思います。

そこで、今の若い方っていう言い方は良くないかもしれませんが、やっぱり、条例が何よと。まして、自治会って何よというようなところがあるのです。まだまだ、都会からちょっと離れていますので、自治会で中心となっていることもあり、地域での祭事等が楽しめるというのがかなりあるのではないかと。都会に行けば行く程、そういうものが無くて、隣の住民が誰だか分からない。自分は、別に単独で生きているから良いのだという感覚をお持ちです。

そういう中で、松田の方たちはとても暖かい人たちばかりです。今の若いお母さんが、子供を連

れて松田町の子育て支援センターに行くと、隣町のお母さんや南足柄や遠方の市である所のお母さんがわざわざ松田まで来て一緒に遊んでいます。そこで、場の繋がりが出来てくるところを見ると、やはり住み易い町だと思えます。本来ならば、一人一人がそうした感覚を持って一緒に住んでいける中で、町の良さが分かっていければ一番良いのではないかと思えます。

しかし、ある程度、最低限の条例は、やはり策定する必要があるのではないかと。行政に対し、自分が住民であるという狭間の中で協働というか、参画というか、色々出ていますけども、一緒にやっていくには何が必要かという、最低限の条例で私は、いいと思えます。条文がいくつもあっても、頭には入らないと思う。ですから、階層別と言うか、高齢者の方向け、中間層の方向け、分かる方向けはこういう条例が必要とか。また、若い方向け、小さい子向けなどにはこういう条例が必要であるというように、階層別に分かり易い条例があるのが一番、理想的であります。また先程、副会長が仰ったように、高齢者は増加傾向です。一方ありがたい事に、松田は小さいお子さん、0歳児のお子さんがとっても増えています。これは、保育園が満員状態で松田に住んでいる方は待機がありませんけど、他の所は沢山の待機児童がいるのです。そのため、小田原とか南足柄とか遠いところでは福島からも越してきたという方がおられ、松田に来れば、待機が少ないよ、保育園に入れるよということで、少しずつ増えている状態です。その子供達が、安全且つ地域ぐるみの中で育っていくには何が一番必要なのか。高齢者から0歳児までを俯瞰した中で、何が必要なのか。例えば、助け合いであれば、自分が小さい時から育っていく町として、やはり大人になったら必ず何処へ行っていても松田に戻って来れる。松田が一番良かったよって言うような思いがあるような地域の形が条例です。そういうものが、一番あれば良いのではないのかなと。なんか、あまりにも分からなくなってきて沢山沢山有り過ぎて、それは何をどうしたらいいのかというのが実際だと思えます。委員も仰ったように、条例が存在しても誰が読むの。これが頭に入るの。それをわざわざ読むのかということになります。条例前文の最初の2～3行を読んで、富士山・酒匂川・松田等の文言を見て「そうか、分かった分かった」で、終わりになってしまうと思えます。だから、自分が読んでいてどこが自分に合うのかな。こういうこともあったのだ、こういうことが必要なのだというような、大まかな内容が分かるところで、それを感じ取れるようになったらいいのではないかと。概念的な発言で大変恐縮ですが、そういうものがあれば一番いいのではないかなと思えます。

【会 長】

情報の件で、先程、委員からもご指摘がありました。これを、学術用語で「情報の非対称性」と我々は呼んでいます。

町或いは議員の皆様は情報を沢山持っている一方で、我々、町民の側は、それらの情報を何とかして入手しようとしては、その間の格差っていうのはすごくあるわけです。

これを「情報の非対称性」と呼んでいますけども、それを埋めていくという努力はしないと、本来の意味での町民が主権者になるという意味が相当薄れてしまうのではないかと思えます。

その様な意味で言うと、情報の扱い方をどのように考えればいいのかということが、この自治基本条例を考える上ですごく大事かであると思えます。ここでは「情報の共有化」・「情報の共有」ということが存在しますが、おそらく松田町の自治を進めていく上で、非常にコアな部分相当するのではないかと私は思っています。

【委員】

この自治基本条例を作る意識が聞こえてきたという、確かに制限があるのではないか、そんなものを今更作っても何の意味があるのかという気持ちの人がほとんどで、金かけて作ってもですけども、ただそうは言っても宣言規定っていうか、こういう町にしたいというのは、こういう町にしたいんですと、そのために改めて文章化してみましょと、それをみんなで読むではなく、書き取りプロセスは非常に大事で、書き取りプロセスそのものを聞く人には言っていて、それを読んだら明日の生活がどう変わるわけでもなく、ただ行政としては、こういう風になっているだと皆さま方の主権者と一緒になって、こうやってお力を貸して頂いて進めていく、そういう形でやっているだという風になるだ。

住民の方も町に行って、議員の所に行ってやってもらうということではなくて、自分たちもやれることはやってみようと、じゃあ朝起きて、朝散歩するときに子どもたちが歩いていけば、「おはよう」と言えば気持ちがよくなるみたいな、その程度のことはできるし、あるいは高齢の方たちと電話相談じゃないけども電話くらい受けられるとやっぱりそういうことやるべきという、また色々あるのだけでも、そういう一人一人がそういうことやっていかないと良くならないということが、あらゆる場面で共有化していくというのは、大事なことなのです。当然大事なことなのだけでも、そういうことじゃないと思うのです。

それから、なんと言っても何も関係ないという人は7%かその位はいるだろうし、それは仕方がないことです。委員が過去に仰ったように、幾ら町長が頑張っても、知らないふりをしてる方が何人かいるっていうのはしょうがないのです。ただ、これだけのパワーをかけて、こういう町を作りたいと思ってやっているのだと、価値があるなど。これはこの委員の中での認識だけじゃどうもならない。こういくことを共有しながらやっているのだということを聞いてくれる人には聞いてもらうっていう発信がすごく大事だと思うのです。それは勿論、委員が仰っている部分とも通じると思うのです。読まないというのは、忙しくて読まない、面倒くさくて読まない、その辺は分からないが、だから読めという話ではなくて、読ませるためのストーリー作りをするのは、行政が一番苦手なのです。綺麗になってから出さないと、穴だらけの時では突っ込まれるから出さない。これは副会長が仰ったように、そう言ったって行政は出さないという姿勢です。

だけど、これはちゃんと説明をして、場合によっては足を引っ張ろうとする集団が居て、隙を見せてはならないという生理的な力学も多分あるのかもしれない。

或いは、分かるのだけでも、ただそういうことを恐れて行政が表に立たないとか、そういうことは協力しようもないと。

本当のところの狙いが違うのではないかとそういう風に思うわけです。そうは言っても、どうも違うじゃないかとなり、足が止まってします。やっぱり、そこは行政も宣言はしてきたと、町民の言われてきたところもはっきり分ってきたぞと、そういう読めば分かる、そういうふうに見える、分かってきたとそういう言葉になっちゃうんですけども、そういうものが自治基本条例の役割というものを認識しながらいかないと、この自治基本条例は効果はないと、効果がないのではなくてしっかり効果が出る形で盛り込んであり、そんで読んだらすぐ分かってもらえるそういう謙虚で、皆さんを見ますと、いかにも行政そのものなので条文が行政運営となっており、これ読んだけどいっ

ばい書いたけどこの通り絶対やってないです。できるわけがないです、自分も役人であったけど。そんなことはいとわず、そういう条例誰も読まないから、これできそうだなとこれやってくれそうだなっていうのが、それがたぶん嫌だけでも限界だろうって思います、今の段階で。もうちょっと、子供達が成長してくると、もっと進んだ状態で成長してくれると、もっと進んだ条例ができるかもしれない。現段階で、少し手が届くような所での、私がひとつ変な意味で議員の定数をみんなで聞いてなんてそんなのやったら、最初から議会が通らないことは分かっているのだけど、それくらいの時代がくるかもしれない。

だけど、今は無理であるが、そういうこともあるということを置いておいて、読んでいてそれが町民主権だと、その辺は基本的に思っています。ただ、そこに行くにはこうなんきゃいけないよと、そこに何でもかんでもあっちもこっちもと言ったって限界があるんだから、その限界の範囲内でコアになっちゃうのですけど。そのコアの幅がどのくらいの幅をもっていくのかっていうのが、ここの審議会の中で、こんなこと言っただけではいけないのですけども偉そうに言ってまた叱られるかもしれないけど。限界を意識しながら夢を追っかけてやっていこうかと思っています。

【会 長】

了解しました。こういう所を目指しましょう。という部分を明確に文章化しておくことが大事だと思うのです。そういうものが無いと町の在り方とか、町政運営の基本的な在り方が定まらないということになると思います。将来的に、こういう姿に松田町をしていきたいと思いますということを文章化することかと思っています。先程の委員のご発言の趣旨も同じだと思います。

実は、子供の事にも関わってくるのですが、私がとても印象的なものとして、愛知県と静岡県の境にある新城市には「若者条例」があるのです。

この条例は、「自治基本条例」が出来た後、後発で条例が作られましたが、その条例制定趣旨は、若者達を全面に出し、若者の意見を聞き市政運営を行いましょうとのことです。また、「若者条例」の中には「若者議会」が含まれており、高校生とか、町の 28 歳以下だったと思いますが、若い人達で構成する議会を作っています。それは、オフィシャルな議会というよりも、市政運営に関し、若い人の意見を聞きましょうということで開催され、1 年任期で任期を設けています。私共の大学に、その委員を務めた学生が、1 人、今年 1 年生で入学してきましたが、その様な経験していますと、すごく意識高いです。

やはり、1 年だけであっても、市政とか町政に関わってみると、すごく意識が変わっていきます。将来的には、そういう若い人たちに高校生も含めて若い人達を、町政の中に上手く、入り込める様な、はみ出した部分の所で考えてみるという手もあるのかなと思いました。

【副会長】

以前、愛知県新城市に「軽トラ市」を見に行ったことがあり、約 80~100 台程度の車両が並んでいた。それを開催している主体が、今話しに挙がっていたヤング、青年層なのです。道路のど真ん中で、何をしているのかと見たら商売をしているのです。その発想に感化され、そういった発想が欲しいと思いました。だから今僕達も、これをやりながら反省しているのは、先程、会長の言われた「協働」は、「行政対自治会」なので、これで理解されている。「行政対住民」ではないのです。

ケースバイケースで、重複するような条例は必要ないと思います。どちらの条例を参照すれば良

いかという話になるから、先程、条文は少ない方が良いのではないかと申し上げたのです。

【会 長】

削れる部分と削れない部分というのはあると思います。その辺りは事務局と調整させて頂いて、次回審議会では、こういった形になりそうだと。本日の議論を踏まえ、形を次回皆様にお示しするような形で出来ればなと思っています。本日の所は、最初の項目の話しでありましたので、この程度とさせて頂き、次の議題に移りたいと思います。

次の議題が、条例名称についてであります。事務局の方からご説明を頂けますでしょうか。

【事務局】

資料7をご覧ください。本審議会の名称にも「仮称」と言う冠が付いておりますことから御察しのように、これまで名称に関する議論は行っておりませんでした。いささか性急と言う意見もあるかもしれませんが、一方で、名称に関する議論を行う時期に差し掛かっているのではないかということもあり、資料7を作成しました。

本条例は、各団体の「基本的原則」を定めるということでは変わりありませんが、名称については異なっており特色が見られます。全国的には、様々な条例名称が存在することはご案内かと存じますが、条例制定の先駆けとして全国的に有名なものは、北海道のニセコ町の条例であり、そのニセコ町では「ニセコ町まちづくり基本条例」という名称になっております。

その後の制定団体では、「自治基本条例」と言われるような名前が多く見受けられます。全国の事例の全てを調査したわけではありませんが、大別すると、以下に示すような三類型に集約することができるのではないかとこのことで記載しております。

事例1は、「自治基本条例」と言われるもので、その頭に団体名が付いているものが一般的な事例としてあります。近隣2市7町では、開成町を除く県西2市6町がこの名称となっております。

事例2として、「まちづくり基本条例」と言われるものがあります。北海道ニセコ町も「まちづくり基本条例」と言われる形にしております。補足として、当町では、まちづくり部門で、開発関係の条例として「まちづくり条例」と言う名称の条例を持っております。誤解が生じることもあり、本名称を採用することは難しいと思っています。町づくりをしていこうという観点で、「まちづくり条例」という条例名を採用している団体が、全国的に散見されるというのが、事例2の説明となります。

事例3は、独自の名称となります。開成町においては、冠に「あじさいのまち」というものが付いています。また、第3回審議会時に、全国的に特徴的な前文をご説明しましたが、その際、提示した資料の中に特徴的な条例名称の団体が記載されておりました。具体には、「まち・ゆめ基本条例」や、先程来の未来に繋げていく観点の話に関連しますが「未来づくり基本条例」という名称など、様々なものがあることのご説明申し上げます。また、先程、委員より頂戴した名称提案は、事例3に該当すると事務局では感じております。委員よりご提案の趣旨等を御発言の上、皆様方に議論頂ければと思いますので、宜しくお願いします。

【委 員】

私が提出したペーパーの下半部の2の箇所の説明となります。名称は、奇しくも「共生のまち松田自治基本条例」。自身で、まちづくり・自治について考えた時に感じたことなのですが、本条例

は「松田町のまちづくりの条例」として、仕掛けを作り、前文でこういった町にしたいという願いを記載しました。当町が今後、どのような町になったら良いのかという指針として、本条例を位置付けた場合、「共生」という共に生きる、要するに障がいを持っている方達も、そうでない方達も、経済的に厳しい、そういう人たちが一緒に住めるそういうまち、松田町にしたいなど感じたところ

です。
要するに、そういう町になれば消滅なんてする訳ないし、子供達も喜んで良い町だったと感

じるのではないかと。そして、また帰ってこようかという、心の拠り所になるだろうという思いです。
ここは、まちづくりとか松田町とかじゃなく「共生」。隣の「あじさいのまち」と異なり、「共生のまち松田」とすると、この文言をどこで区切って読むかというのは人によって中々バリエーションがあっていいのではないかと。また、「共生のまち・松田自治基本条例」とすると、「町」が無いのかとの指摘があるだろうから、「共生のまち松田・自治基本条例」とこういう風に読んでいくと、互いの関係性が生まれ、地域の中で色々な人々が、それぞれ自分の出来ることは、自らやりながら、ということになってくる。これは私の夢ですけども、それぞれの所で皆さんが幸せになって成長している。願いを込めて「共生のまち松田・自治基本条例」という名称が夢物語ですが、頭にタベ頭にふっと浮かびました。

【会 長】

ありがとうございます。如何でしょうか。要は、事務局提案としては、3つのスタイルがあるので、その中のどれを軸に検討を進めるかということですが、委員の御意見としては、事例3のような形はどうか。具体的には、「共生のまち松田」というのを前に付けた形での自治基本条例。こういう名称をご提案されていますが、どうでしょうか。

【委 員】

「共生」は字を読めばいいのでしょうか、「きょうせい」は「強制」させられてしまうのかなと。今は話を聞いて、「強制」させられなきゃいけないの？という感じを受けました。文字で見ると良いのですが、聞くと「強制」と誤解されることもあることから、何か他の言い回しはないでしょうか。

【委 員】

そのまま「共に生きる」とかちょっと柔らかい言い方ほうがよいのでは。

【副会長】

自治基本条例の場合には、「組織対組織」ではなく「個人対組織」の立場があるので、先程、委員が仰った柔らかい言葉の方が入りやすいのかなと感じます。皆様のご意見聞かなければなりませんが、委員の話を聞いて、自分も「共生」も悪くないなって思ったのです。

【委 員】

言葉を聞くと、絶対それをやらなきゃいけないのかという観念に駆られます。

【副会長】

少しお時間頂戴し、関連した話をさせていただきます。「役所」と「役場」とどう違うのか。市は、市役所で、町村は役場って言いますが、同じ仕事をしているのに、違いがあるのかと。

今、話を伺い思いましたが、市役所というと都会的で町役場っていうと田舎をイメージさせる。

「きょうせい」と言っても同音異義語で「共生」・「強制」も存在することから、個々で受け取り方が違うことが想定される。

【会 長】

事例2となると混乱を起こす可能性がありますので不採用とし、ストレートな言い方ですが、事例1の「松田町自治基本条例」は如何でしょうか。事例3となると、現在、委員から1案が出ておりますが、他に何か思いつく所あれば、この場で提案して頂ければと思います。とはいえ、今すぐっていうのも難しいかと思いますが。

【事務局】

この場で直ぐに結論を得るということは難しいと思います。次回迄に皆様にアンケート方式で意見募集させていただきますので、そこで幾つかの題材を出して頂ければと思います。

【会 長】

事務局からの要請事項については、ご了解頂けましたでしょうか。次回迄に、事務局よりプリントが入ると思います。本日、既に名称の意見を頂戴した委員におかれましては、お手数ですが、再度、アップして頂ければと思います。また皆様方でも、何か思い当たる案があればお寄せ頂きたいと思います。

独自名称の素材として例えば、静岡県には日本一のものが百以上存在し、その中に、出荷数が日本で「花のガーベラ」があります。このガーベラに関連して、静岡県内に大きな「グランシップ」っていう会議施設があるのですが、私共の大学教員が、そこに4～5m位の高さのクリスマスツリーを作って欲しいと要請され、どういう装飾を木にするかと考えた際、やっぱり静岡県らしさを出したいということで、その日本一選が掲載されている静岡県の web サイトにたどり着き、そのページに「ガーベラ」があったのです。クリスマスには相応しくないかもしれないが、結果、ガーベラでツリーを作成したとのことでした。

要するに皆様方にお伝えしたいのは、何かもし、松田町の中にそういった有名な産物等があればお出し頂きたいということです。そうした意味では、お隣の「開成町」では、条例名称にもあるように、それが「あじさい」だと思えますし、隣の静岡県の小山町は「金太郎」がそうであると思えます。

【委 員】

金太郎については今、揉めている話を聞きます。福島県の会津若松の辺に、滝があり、その中に熊に跨った金太郎がいるのです。以前訪れた際に、この場所は金太郎さんと何の由来があるのですかと尋ねましたら「いや、金太郎はここの中で遊んでいた」というので首を傾げてしまいました。

南足柄市も小山町も、どこもかしこも金太郎さんということがあり、条例の名称に独自の文言を採用する際には、特に注意が必要かと思えます。

【会 長】

参考ですが、静岡県小山町は、町のオリジナリティを出そうということで「金太郎計画」なるものを策定している。名称の議論について、本日で結論を得ることは無理ですので、事例3の「独自名称」を軸に次回迄に、皆様からのご提案を事務局に提出頂ければと思います。では、本日の全体を通し、言い渡らしていること等があれば御意見を申し上げます。委員各位より御意見が無いよう

でしたら、次第3「その他」に移り、事務局から伝達頂きます。

【委員】

今後のこともありますので、いつ頃までに仕上げる必要があるかは分かりませんが、今後の条文については、ある程度原案がないと、議論が出来ませんので、その辺はどのようにお考えであるのかをお聞かせ願いたい。

【会長】

私より提案をさせていただきます。出来れば次回に事務局より、项目的なものがある程度提案されると想定されます。その辺りを議論頂いた上で、それが収まったら事務局に条文化の方は進めて頂き、原案が出来た所で、審議会に伝達して頂くような形はどうかと思っております。

委員の皆様へ策定して頂くというのも一つの手法ではありますが、そうすると多大なエネルギーが必要になってきます。そのエネルギーは検討段階で発揮して頂くということで宜しいのかと。

要するに原案を検討して頂く際に、皆様方の英知を注力して頂くと。

そういう意味では、事務局の皆様へ負担になるかもしれませんが、そのような形でお願いしたいと思うのですが、宜しいでしょうか。次回である程度中身の形が出来るという認識でおります。

ついては、当面の見通しとしては、その後、条文の検討について、ある程度纏まった固まりでやって頂き、どこかで議会の皆様と調整が必要になってきます。

そして更には、町民の皆様の御意見を聴くため「パブリックコメント」に付する段階を経てと考えると、スケジュール感としては、あと半年以上はかかるかと思っております。

【事務局】

次回、事務局より項目を幾つかご提示させて頂き、委員の皆様へ審議頂いた上、お認め頂きましたら、条文を策定し、案を皆様へご披露してその後、議会や町長との内容調整を行います。

その段階で、もう一度委員の皆様へご覧頂き、パブコメに付すという順番になろうかと思えます。

【会長】

事務局より、その他、伝達事項があればお願いします。

【事務局】

事務局想定事項として、次回の議論の内容の整理がありましたが、只今の内容の中での整理は出来ましたので、省略します。事務局としては以上です。

【副会長】

それでは第8回の審議会を終わります。

3. その他

【事務局】

次回の審議会の日程は2月23日（木）午前10：00～

4. 閉会
